

令和４年笠間市農業委員会第１２回定例総会

〔令和４年１２月２６日〕

-
- 日程第１ 議事録署名人の指名
日程第２ 会期の決定
日程第３ 報告第１号 農地法第５条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第４ 報告第２号 農地法第18条第６項の規定による通知について
日程第５ 報告第３号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第６ 報告第４号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第７ 報告第５号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
日程第８ 報告第６号 農地法第３条第１項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程第９ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
日程第10 議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について
日程第11 議案第３号 現況証明願について
日程第12 議案第４号 非農地証明願について
日程第13 議案第５号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画の決定について
日程第14 議案第６号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第15 議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 議事録署名人の指名
日程第２ 会期の決定
日程第３ 報告第１号 農地法第５条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第４ 報告第２号 農地法第18条第６項の規定による通知について
日程第５ 報告第３号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第６ 報告第４号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第７ 報告第５号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

- 日程第8 報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第3号 現況証明願について
- 日程第12 議案第4号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第14 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第15 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

出席委員

1 番	塙 博 光 君	1 2 番	長谷川 隆 君
2 番	高 野 尚 夫 君	1 3 番	山 口 忠 栄 君
3 番	青 木 勝 照 君	1 4 番	小 沼 祐 君
4 番	石 川 馨 君	1 5 番	込 山 祐 一 君
5 番	伊 藤 孝 洋 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
7 番	入 江 保 夫 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
1 0 番	菅 井 亘 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 1 番	鶴 田 英 樹 君		

欠席委員

6 番	柳 橋 泰 君	8 番	長谷川 愛 子 君
-----	---------	-----	-----------

出席説明員

農業委員会事務局長	福 嶋 猛 君
農業委員会事務局長補佐	菅 谷 清 二 君
農業委員会事務局係長	田 村 千 穂 君

午後 1 時 3 8 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまより令和 4 年第12回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員17名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により 1 番 塙 博光委員、並びに 2 番 高野尚夫委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の 1 について、議席番号 7 番、16 番委員より報告願います。

○16 番（大橋正義君） 番号 1 について報告します。

12月22日に、調査委員 2 名と申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請地は、笠間市立みなみ学園義務教育学校から西側へ入った山間部のところでした。申請目的は、アストロナージ笠間線16番から17番地線張替補修工事に伴い、農地を一時用地として一時転用し、使用するためです。老朽化している地線を交換工事するために、借り受けた農地の一部に敷板を敷き詰めて作業したいとのことです。工期は、令和 5 年 1 月から 2 月初旬です。

一時転用のことで特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号2につきまして、調査の結果を御報告いたします。

12月23日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

届出地につきましては、旭町の君羅新聞店前交差点を北へ400メートルほどの水田地帯の排水路沿いでございます。

この件につきましては、茨城県が主体となつて行う経営体育成基盤整備事業友部地区における排水路工事の仮設道路設置及び資材置場のための一時転用でございます。転用期間は、令和4年11月1日から令和5年3月31までとしております。

11月1日からとなっている点につきましては、既に地権者と同意の上、使用開始をしておりますが、迂回路の変更、構造の検討、関係機関との調整に時間を要したため、届出が遅れた旨の経緯説明書が添付されておりました。

この事業は、土地改良事業であり、農地法第5条第1項第8号のその他農林水産省令で定める場合として、同法施行規則第53条第4号で定める土地改良法による事業であり、県知事の許可要件から除外された案件でございます。

現地の調査の結果、周辺は水田であります、問題ないものとして判断いたしましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、4から17ページになります。

番号1は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号2から4は、担い手が耕作をやめるため、合意を解約するものです。

7から10ページになります。

番号5は、担い手が規模縮小するため、合意を解約するものです。この件につきまして

は、議案書101から103ページ、議案第7号の番号1から6で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

番号6は、担い手が規模縮小するため、合意を解約するものです。この件につきましては、議案書104ページ、議案第7号の番号7で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

番号7は、売買のため合意を解約するものです。

番号8は、農地集約に伴い合意を解約するものです。この件につきましては、議案書104ページ、議案第7号の番号8で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

12ページになります。

番号9は、排水不良のため合意を解約するものです。

番号10は、担い手が規模縮小するため、合意を解約するものです。

13ページになります。

番号11は、所有者が耕作するため、合意を解約するものです。

14ページになります。

番号12、13は、売買のため合意を解約するものです。

15、16ページになります。

番号14から17は、廃業し飼料を作る必要がなくなったため、合意を解約するものです。この件のうち、番号14、15につきましては、議案書44ページ、議案第5号の番号19、20で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画が出されております。

17ページになります。

番号18は、売買のため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書23ページ、議案第1号の番号5で、農地法第3条の規定による許可申請が出されております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和4年10月12日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和4年11月15日火曜日午前9時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、おしのべ保育園から北東へ約600メートル進んだ右側になります。現地の状況ですが、平成29年4月に農地法第5条の許可を受けている砂利が敷かれた土地であったことから、水戸地方法務局へは11月15日付で非農地と報告いたしました。

番号2は、水戸地方法務局から令和4年11月18日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和4年11月28日月曜日午後3時20分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、笠間カントリークラブの入り口から西北西へ約400メートルのところになります。現地の状況ですが、針葉樹林となっていたことから、水戸地方法務局へは11月29日付で非農地と報告いたしました。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号7番、16番委員より報告願います。

○7番（入江保夫君） 番号1につきまして、御報告いたします。

12月21日、指名調査委員全員及び届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。調査場所、届出人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。

現地場所は、北関東自動車道笠間西インターから東に200メートル進んだ、左折したところですが、本件は、2022年6月に申請があり、約7メートルの高低差がある圃場において、隣接した山林から発生する土を利用し傾斜を緩やかにしたい旨の申請があり、許可した場所です。しかしながら、申請場所の北側が傾斜が大きく、この場所に盛土工事を変更したことで、今回、再度変更した申請書を提出することとなりました。

なお、盛土工事は完了していることで、顛末書が提出されており、その他の申請書も完備しています。

現地確認をした結果、栗を栽培する上で特段支障がないと判断しました。ご審議をお願い

いします。

報告を終わります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号2につきまして、調査の結果を御報告いたします。

12月23日に、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出地は、美原のセブンイレブンの交差点を南へ進み、友部歯科の先、50メートルほどの左手になります。届出の事由は、平成29年11月28日付で同意を得た農地の改良工事で残った部分の追加改良のための田畑転換です。埋立て後は、自家消費のソバを作付するとしております。

この改良によって、周辺農地へ及ぼす影響はなく、関係書類も完備されており、何ら問題ないものと見てまいりましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第7、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号17番、18番委員より報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号1につきまして、調査の結果を御報告いたします。

12月23日に、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。改良目的は田畑転換です。

届出地は、美原セブンイレブン交差点から南へ進み、友部歯科の先、50メートルほどの道を挟んだ両側となります。届出地につきましては、届出どおりに盛土がされており、改良行為が完了してありましたことを確認してまいりましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第 8、報告第 6 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 6 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、21 ページになります。

番号 1 の所在、所有者、権利の内容等は、議案書に記載のとおりです。

申請事由は、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであります。この件につきましては、今後、農地法第 3 条の規定による許可申請が出されることとなります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第 6 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 9、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 1、2 について、議席番号 1 番、10 番委員より調査報告を願います。

○10 番（菅井 亘君） 番号 1、続いて 2 も関連して、調査結果を報告いたします。

番号 1 について、12 月 23 日、調査委員 2 名、申請人の代理人、申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、滝川交差点から北に約 3 キロメートル入った場所でございます。申請人は、譲受人については大規模農業を経営しておりまして、譲渡人の営農については、前から委託を受けて農地を経営していたみたいでございます。なお、譲受人は、規模拡大を目的として受けた状況でございます。

受人は、専業農家で、大規模多機能の農機具を所有して経営をしております。また、農業の従業員は、家族経営としてやっているみたいです。なお、受けた後、畑については麦とか陸稲を主に作付をしていく予定でございます。

計画されている詳細については、完備しております。許可相当と判断いたしますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

続いて、番号 2 について、調査結果を報告いたします。

23 日に、調査委員 2 名、申請人の代理人、行政書士さん、申請人立会いの上、現地調査を行いました。

この申請場所については、同じく滝川交差点から北に3キロメートル入った場所で、先ほど説明した番号1の場所と隣接しております。申請人は、生前贈与ですか、そういう形で所有権移転を行うということでございます。譲受人は、経営規模拡大を図っていく目的でございます。農機具等も一式そろえております。やはり家族経営でございます。

この事業の内容も詳細に完備されており、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号3番につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月22日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。確認につきましては、電話で行っております。申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、友部中学校より常磐線沿いに南へ250メートルほど行った辺りを、東へ50メートルぐらい入ったところであります。申請理由につきましては、相続により取得した農地を、農家でないため管理できないので、親族である譲受人へ贈与にて譲るものであります。取得後、ネギやハクサイなど野菜を作る予定であります。関係書類も完備されており、許可相当であると思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

○12番（長谷川 隆君） 番号4について、調査結果を報告します。

12月21日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請地は、八幡碎石から東に500メートル入った道路沿いです。譲受人の申請理由は、経営面積の拡大を図り、経営の安定を図るということです。譲渡人の申請理由は、要望に応じ譲り渡すということでした。

畑の耕作については、栗、野菜の栽培を行います。農機具については、トラクター、耕運機、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号3番、13番委員より調査報告をお願いします。

○3番（青木勝照君） 調査番号5番について、調査結果を報告いたします。

12月17日、指名調査委員と受人及び代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線の愛宕神社入り口の十字路を愛宕神社に向かい500メートルぐらい行った丁字路を、左に100メートルぐらい行ったところにある5枚目の田です。受人は、農業規模拡大のため譲り受けることになりました。渡人は、高齢により離農するため売却

することになりました。なお、渡人の子供も、この件について理解をしております。

許可要件についてですが、農業従事者は3名です。経営に見合った農機具の保有及び確保はできています。自作地及び小作地について、耕作放棄や荒らし作りはありません。申請地の主な作物は水稻です。申請地を含め50アール以上の耕作面積があります。効率的に利用して耕作等の事業を行う技術もあります。利用計画書から見て、周辺農地への影響はありません。作業状況ですが、地理的条件等から見て、効率的に耕作できるものと思います。自然環境は良好であります。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の1から5につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号1につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る12月21日12時頃より、指名調査委員全員と申請人及び、代理人についてはコロナの関係もあり、電話での確認といたしました。また、申請人、申請地等につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、笠間警察署より笠間駅方面に向かい、涸沼川を渡ったところを左折し、100

メートルくらいのところですが。譲渡人の住宅のすぐ北側になります。場所的には、北側が道路、東側が住宅、西側は道路、南が住宅という場所です。受人は、不動産業をしており、宅地用地として適しているとのこととあります。渡人は、周りが全部住宅地となり、耕作管理が難しいということで譲るということとあります。

また、取水等は公共水道、雑排水は公共下水道、その他雨水は敷地浸透ということとあります。権利関係については売買ということとあります。

よって、以上の結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、番号2につきまして、調査結果を御報告いたします。

同じく12月21日12時20分頃より、指名調査委員全員と受人の現場監督と、その行政書士さん立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地等につきましては、議案書のとおりであります。

場所は、笠間郵便局の裏側で、涸沼川のすぐ脇です。東側が通路、南側が宅地、西側が河川敷、北側は休耕地であります。作業については、現地は全面シートを張り、鉄板を敷いて作業を行い、完了後は原状回復するとのこととありました。

受人は、茨城県の県発注の河川改修工事を行って、資材置場としての一時借用ということとあります。貸人に対しては、耕作していない休耕地であるので、要望に応え貸すことにしたということとあります。

取水等はありません。隣接地の日照の影響もありません。隣接地への通風の影響、騒音の影響についてもありません。権利関係は賃貸借ということとあります。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3から5について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（塙 博光君） 番号3から5につきまして、報告いたします。

まず、番号3についてですが、12月23日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人と連絡を取りましたところ、コロナ感染ということで、電話にて確認をいたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、売買です。

場所は、国道50号線稲田信号手前を北へ3キロほど入った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、太陽光発電を主たる事業としており、再生可能エネルギー由来の電気を求めている需要家に電気を供給するため、譲渡人は、農地として活用したいので売ることになったとのこととあります。

隣接状況は、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は水田、北側は水路ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題な

いと見てまいりましたので、報告いたします。

番号4につきまして、報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは、遠方のため連絡にて確認をいたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、賃貸借です。

場所は、国道50号線寺崎信号を北へ3キロほど入った左側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、申請地北側の太陽光発電所への進入路確保のため、譲渡人は、経営面積を縮小し、他の優良農地で耕作を強化し、効率を上げるためとのことです。

隣接状況は、東側は畑、南側は道路、西側は山林、北側は山林ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

番号5につきまして、報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは、遠方のため連絡にて確認をいたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、売買です。

場所は、国道50号線寺崎信号を北へ3キロほど入った左側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、太陽光発電による売電事業を行い、安定的な売電収入を得ることにより、当社の事業運営に大いに貢献することが見込めるため、譲渡人は、経営規模を縮小し、他の優良農地で効率よく耕作を行うためとのことです。

隣接状況は、東側は道路、南側は山林、西側は山林、北側は道路ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6から9について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号6について報告します。

12月21日、調査委員2名と、申請人とは、微熱があるとのことで電話にて確認しました。

申請地は、県道109号線の北関東自動車道の下をくぐって500メートルくらい行って、東側に入った300メートルくらい行った道路沿いでした。申請目的は、太陽光発電の設置のための売買です。

申請地は、くぼ地で、東側は道路、西側は畑と原野、南側は雑種地、北側は田んぼで、隣接する土地に影響はないと思います。また、雨水や土砂などの流出が懸念される箇所があれば、U字溝などで対処するとのことです。関係書類も整備されており、特に問題ないと見てきました。よろしくお願いします。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号7、8、9につきまして、御報告いたします。

最初に、申請番号7です。

12月21日、指名調査委員全員と推進委員が現地確認を行いました。代理申請人においては、体調不良のため電話対応で処理しました。申請場所及び受渡人は、議案書のとおりです。有償での所有権の移転で、転用理由は太陽光発電です。

現地場所は、JR水戸線稲田駅から南東方向で、線路脇の遊休地です。隣接地の影響としては、東、南側が道路、西側が太陽光発電、北側は宅地となっております。取水は行わないため、汚水、雑排水の発生はないと判断します。以上ことから、周囲への影響はないと思われます。

引き続き、申請番号8番について、御報告いたします。

12月21日、指名調査委員全員と推進委員、代理申請人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。有償での所有権移転で、転用理由は太陽光発電です。

現地場所は、申請番号7で報告しました圃場から西へ50メートル行った遊休地です。隣接地の影響としては、東側が道路、南、西、北側が雑種地となっております。取水は行わないため、汚水、雑排水の発生はないと判断されます。以上ことから、周囲への影響はないと思われます。

最後に、申請番号9番について、御報告いたします。

12月21日、指名調査委員全員と現地確認を行いました。代理申請人においては、体調不良のため電話対応で処理しました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。有償での所有権の移転で、転用理由は太陽光発電です。

現地場所は、笠間警察署福原駐在所から稲田小学校へ150メートル進行した右側の遊休地です。隣接地の影響としては、東、北側が宅地、南側が畑、西側が道路となっております。取水は行わないため、汚水、雑排水の発生はないと判断されます。以上のことで、周囲への影響はないと思われます。

以上、3件について御報告いたします。御審議をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10から14について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号10、11につきましては、関連案件でございますので、一括して御説明いたします。

12月23日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、大沢保育園の北側200メートルほどのところでございます。譲受人の事由は、コストパフォーマンスの高い郊外に土地を購入し、当該地域の活性化を図るとともに、将来の安定的な収入を得るため、共同住宅を建設し、経営したいとしております。譲渡人は、受人の事由に応えるものとしております。権利移転の内容は、番号10につきましては売買

です。番号11につきましては、渡人の事由によるものとして、所有の土地の形状を不整形にしたいとのことから、当該申請地の16平米を売却せずに受人に使用貸借したいとしております。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、南側が宅地と道路、西側が宅地、北側が水路、東側は畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 17番。

○17番（佐藤清章君） 番号12から14について、調査結果を報告いたします。

まず、番号12について、12月23日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、平町のさくら幼稚園の北側20メートル付近でございます。譲受人の申請理由は、自己用住宅の最適地を探していたところ、当該敷地を最適地として判断したためとしております。譲渡人は、受人の要望に応じ、贈与するとしております。

隣接地への影響は、東側、南側が畑、西側が道路、北側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号13について、調査結果を報告いたします。

同じく12月23日に、指名調査委員2名と代理人で現地調査をしてまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、旭町のすみれ幼稚園の東側150メートル行った左側でございます。譲受人の申請理由は、子供の成長によりアパートでは手狭になり、自己用住宅を建てるためとしております。譲渡人は、譲受人の要望に応じ、贈与するとしております。

隣接地への影響は、東側、南側が畑、西側が市道、北側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号14について、調査結果を報告いたします。

同じく12月23日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、県道友部内原線のひたち野ゴルフセンター手前、西飯田バス停のところを北

へ200メートルほど入った左側でございます。譲受人の申請理由は、現在借家に住んでおり、近隣環境に優れた土地で、子育てにも適している申請地に自己用住宅を建てるためとしております。譲渡人は、譲受人の要望に応じ、贈与するとしております。

隣接地への影響は、東側が市道、南側が宅地、西側が畑、北側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。

なお、今回の転用面積は500平米を超える517平米であります。奥に細長い土地であり、家庭菜園スペースや子供の遊び場を造り、安全安心な住居としたいとのことで、仕方がないのかなと思われま。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の15、16について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号15番、16番について、御説明申し上げます。

まず、番号15番について、調査の結果を御報告いたします。

12月22日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請場所は、岩間街道、北川根小学校入り口十字路を西に200メートル、南側に200メートルぐらい行った右側となります。譲受人申請理由は、現在アパートに住んでおり、将来の家族のことを考え、申請地に自己住宅を建設したいとのことです。譲渡人理由は、譲受人の要望に応じるとのことです。権利関係については、使用貸借となります。

取水は市水道、汚水は公共下水道、雨水は敷地内処理です。隣接する土地については、東側住宅、南側住宅、西側公衆用道路、北側畑となります。近隣の農地への影響はないものと見てまいりました。そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号16番について、調査の結果を報告いたします。

12月22日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人については、電話にて確認しております。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請場所は、柏井地区公民館、東側200メートルぐらいのところでございます。譲受人理由は、再生可能エネルギーの供給を行うため。渡人の理由は、休耕中の土地の有効利用を図ってもらうため、譲受人の要望に応じるとのことです。権利関係は、所有権移転となります。

取水、汚水、雑排水は、太陽光発電のため、ありません。雨水は敷地内浸透処理。隣接する土地については、東側は畑、西側は公衆用道路、南側は畑、北側は雑種地となります。近隣の農地への影響はないものと見てまいりました。そのほか関係書類も完備されており、

許可相当と見てまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の17について、議席番号4番、17番委員より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号17番につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月22日に、譲渡人立会いの上、佐藤委員さん協力の下、調査をしてまいりました。申請地、申請理由等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、県道30号線随分附の信号より東へ300メートルほど入った北関東道手前辺りで、枝折川を挟んだ2か所であります。申請理由につきましては、公共工事施工のため、賃貸借を結び、資材置場として利用するものであります。

この申請は、枝折川の法面、川底を整備するため、鉄板を敷いて一時転用であります。許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の18から20について、議席番号2番、9番委員より調査報告をお願いします。

○9番（國谷博隆君） 番号18番につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月21日、指名調査委員2名と申請人立会いの下に、代理人につきましては電話にて確認をいたしました。現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請地は、上市原、国道50号線の信号を水戸方面に向かって200メートルぐらい行った、左側の如意輪寺のお寺の脇です。現在は、水田で耕作をしております。本人は、耕作ができないので、太陽光発電会社より農地売買の依頼がありましたので、売ることにしたということです。

場所は、東側が水路、西側が道路、南側が道路、北側が水田です。隣接地につきましては、日照、通風等の影響はないと思われます。取水は行わないと。雨水は、敷地内浸透処理。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、番号19番につきまして、調査の結果を報告します。

指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書のとおりでございます。

申請地は、国道50号線の上市原の信号を笠間方面に500メートルぐらい行った、国道の右側の水田です。現在は、水稻を作付していました。太陽光発電会社より農地の売買の依頼があり、年も取って労力が大変となり耕作ができなくなるので、太陽光の会社のほうへ農地を売却するということにしたそうでございます。

場所は、東側、南側が道路、西側、北側は水田です。取水は行わないと。雨水は地下浸

透ということです。周りの水田に対しての影響はないと思われます。書類も整備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号20番につきまして説明いたします。

同じく12月21日午前10時より、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、小原新宿十字路より100メートルぐらい小原公民館のほうに来た、左側の住宅地です。現在は、家を新築中で工事をしておりました。周りが畑で、隣接との境界が確認をされないままブロックを積んでしまったということで、始末書も提出されております。

譲受人、渡人と協議し、相互に境界を確認して、使用していない敷地の部分については交換し、相互に問題が起きないようにしたいということで、権利の移転をして申請地の交換をしたいということでございます。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の21について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号21について、調査結果を報告します。

12月21日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間支所から西に1,000メートル、北に300メートルの道路沿いです。譲受人の申請理由は、アパートに住んでいるが、手狭なため、自己住宅を新築したいということでした。譲渡人の申請理由は、譲受人の要望により譲り渡すということです。

付近の土地について、東西が住宅地です。北が道路、南が農地で、農地への影響はないと思われます。汚水については、下水道も完備されています。雨水については地下浸透ということです。そのほか関係書類についても完備しておりますので、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の22、23について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号22につきまして、調査結果報告をいたします。

12月23日金曜日午前9時に、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口南側、セブンイレブン隣です。譲受人の申請理由は、業務拡大の中で新しい拠点を探していたということです。譲渡人の申請理由は、現在休耕中のため、規模縮小を検討していたので譲ることにしたということです。契約内容は売買です。

隣接地の状況は、東は県道、西側は道路、南側は農地、北側は県道です。南側の農地につきましては、外周にブロックを設けるということで、影響が出ないように努めるという

ことです。給水は、公共上水道を引き入れるということです。汚水は、敷地内に浄化槽を設置し、処理水については発散槽によって処理を行うということです。雨水は、敷地内に貯留槽を設け、完全浸透処理を行うということです。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

番号23について、調査報告をいたします。

23日金曜日午前9時30分に、指名調査委員2名と、代理人につきましてはコロナにかかってしまったということで、電話にて現地調査を行いました。

申請地は、岩間工業団地から北側へ200メートル、右側の中に入ったメガソーラーの隣です。譲受人の申請理由は、太陽光発電を事業としており、再生可能エネルギーの電気を求めている需要家に電気を供給するためということです。譲渡人の申請理由は、休耕中の中で利用計画のない土地の有効利用を図るために、相手方の要望に応えるということで応じることにしたということです。

隣接地の影響では、周辺に家がないということで影響はないと思われます。隣接地状況は、東側は道路、西側は道路、南側は畑、北側は畑です。雨水は、敷地内の浸透処理を行うということで、ほかに雨水や土砂が流れる場合は、その他の処置として行うそうです。このほかの関係書類についても完備されており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の17につきましては、農業振興地域農用地となります。

番号1、2、21及び22につきましては、用途地域内であるため、第三種農地と判断されます。

番号の7につきましては、鉄道の駅からおおむね300メートル以内であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

議案第2号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第2号、番号17について審議いたします。

審議が終了するまでの間、11番鶴田英樹委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 4 3 分休憩

午後 2 時 4 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 2 号、番号17について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 2 号の番号17は、原案どおり決定されました。

それでは、11番鶴田英樹委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 4 4 分休憩

午後 2 時 4 4 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 2 号の 1 件を除く 22 件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 2 号の 1 件を除く 22 件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 2 号の 1 件を除く 22 件について、原案どおり決定されました。

議案第 3 号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第 3 号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の 1 について、議席番号 1 番、10 番委員より調査報告を願います。

○1 番（塙 博光君） 現況証明につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号線寺崎交差点を北へ100メートルほど入った右側のところでした。この申請は、令和4年5月30日に許可された案件ですが、きちんと駐車場が設置されておりました。そのほか関係書類につきましても完備されており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 非農地証明につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。

場所は、国道50号線笠間イオン交差点を北へ2キロメートルほど入った、広域農道ビーライン沿いのところでした。登記簿地目は水田ですが、山林になって20年以上がたち、農地でないことは明白でありました。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号は原案どおり決定されました。

議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第５号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第５号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画の決定についてを御説明申し上げます。

議案書につきましては、34ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権の設定で、相対による利用権の設定が25件となります。権利関係は、使用貸借権設定が6件、賃貸借権設定が19件となります。合計50筆、8万719平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書34ページから46ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第５号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第５号は原案どおり決定されました。

議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画（農地
中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第６号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを御説明申し上げます。

議案書につきましては、47ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理を設定し転貸するもので、利用権の設定が85件となります。

権利関係は、使用貸借権設定が78件、賃貸借権設定が7件となります。合計359筆、35万3,354平方メートルの計画でございます。議案書につきましては、47ページから100ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号13、14について審議いたします。

審議が終了するまでの間、1番壇 博光委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時52分休憩

午後2時53分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号の13、14について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号13、14は、原案どおり決定されました。

それでは、1番壇 博光委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く83件について、審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く83件について、原案どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く83件について、原案どおり決定されました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第15、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを御説明申し上げます。

議案書につきましては、101ページからとなります。

農地中間管理事業による公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が8件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が6件、賃貸借権の設定が2件となります。合計11筆、2万689平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書101ページから104ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第7号、番号7について審議いたします。

審議が終了するまでの間、7番入江保夫委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 5 7 分休憩

午後 2 時 5 7 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 7 号、番号 7 について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 7 号の番号 7 は、原案どおり決定されました。

それでは、7 番入江保夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 5 7 分休憩

午後 2 時 5 8 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 7 号の 1 件を除く 7 件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） ただいま分離して審議した議案第 7 号の 1 件を除く 7 件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 7 号の 1 件を除く 7 件について、原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和 4 年第 12 回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 5 9 分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

1 番 委 員

2 番 委 員